

議案第 34 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号から第3号までの規定中「災害」を「共済事故」に改め、同項第4号中「災害」を「被害」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 園芸施設共済に係る第70条の23第2項又は第3項の申出をした第70条の22第1項の園芸施設共済資格者は、第2項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。
- 6 園芸施設共済に係る第70条の23第2項又は第3項の申出をした第70条の22第1項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額（規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。）又は園芸施設復旧費用額（同条第3項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。）に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞つた場合であつて、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年を経過する前に市の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

第70条の2中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済 法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、大豆を共済目的とするものをいう。

第70条の3第1項第2号イ中「第70条の12第1項」を「第70条の12第

1項各号」に改め、同条第2項中「6月1日から6月30日」を「5月20日から6月10日」に改める。

第70条の5第2項中「開始時の10日前」を「開始時」に改める。

第70条の12第1項を次のように改める。

畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから畑作物共済加入者（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

(1) 市と畑作物共済加入者との間に成立する大豆に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の90に相当する数を乗じて得た金額

(2) 市と畑作物共済加入者との間に成立する一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の100分の70に相当する数を乗じて得た金額

第70条の12第3項中「第1項」を「第1項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前項各項」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 畑作物共済加入者が、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項に規定する金額以外の金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第1項各号の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入して市に提出してするものとする。

第70条の15中「第70条の12第1項」を「第70条の12第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市は、一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定

されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第70条の8の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第150条の7第1項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の100分の30を超えた場合に、第70条の12第1項第2号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

第70条の19中「第70条の15」を「第70条の15第1項及び第2項」に改める。

第70条の21第2項各号列記以外の部分中「当該特定園芸施設のうち次の各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設)及び特定園芸施設撤去費用(規則第33条の27第2項に規定する特定園芸施設撤去費用をいう。以下同じ。)に係る単位当たり撤去費用が定められた特定園芸施設(規則別表のガラス室Ⅰ類、ガラス室Ⅱ類、プラスチックハウスⅢ類、プラスチックハウスⅣ類甲、プラスチックハウスⅣ類乙、プラスチックハウスⅤ類及びプラスチックハウスⅥ類(骨格の主要部分がプラスチックハウスⅢ類、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙の区分に類するものに限る。)の区分に属する特定園芸施設をいう。以下同じ。」を「次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。」に改め、「申込み」の次に「(第70条の23第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。)」を加え、同項第2号中「その他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われぬおそれがあること」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

第70条の23第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 園芸施設共済資格者は、第70条の21第1項の規定による申込みと同時に、市に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の

申出をすることができる。

第70条の25の2第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「及び第2項」を「、第2項及び第6項」に、「第70条の23第4項」を「第70条の23第5項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出方法

第70条の29第1項中「第70条の23第3項」を「第70条の23第4項」に改める。

第70条の30第2項中「勘案し、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設撤去費用に相当する金額を加えて」を「勘案して」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第70条の23第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

4 第70条の23第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

第70条の33第2項第3号を次のように改める。

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

第70条の33第4項中「第2項の規定にかかわらず、同項であらかじめ定めた金額が共済価額」を「第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額」に、「てん補すべき」を「同項の規定にかかわらず、第1項の」に、「当該共済価額」を「当該共済目的の価額」に、「算定する。」を「算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「該当する場合には、同項の規定により算定される金額に当該特定園芸施設の単位当たり撤去費用に当該特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額に、

当該特定園芸施設の損害の割合を乗じて得た金額を加えて得た額」を「該当する場合であつて、第16条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額」に改め、同項第1号及び第2号中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、同項の次に次の3項を加える。

- 4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第16条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- 6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時点における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第70条の36第1項第3号中「又は第2項」を「、第2項又は第6項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあつた日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、この条例の施行の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。